

# 第1回 首都圏広域地方計画有識者懇談会

～首都圏広域地方計画について～

平成19年7月26日(木)

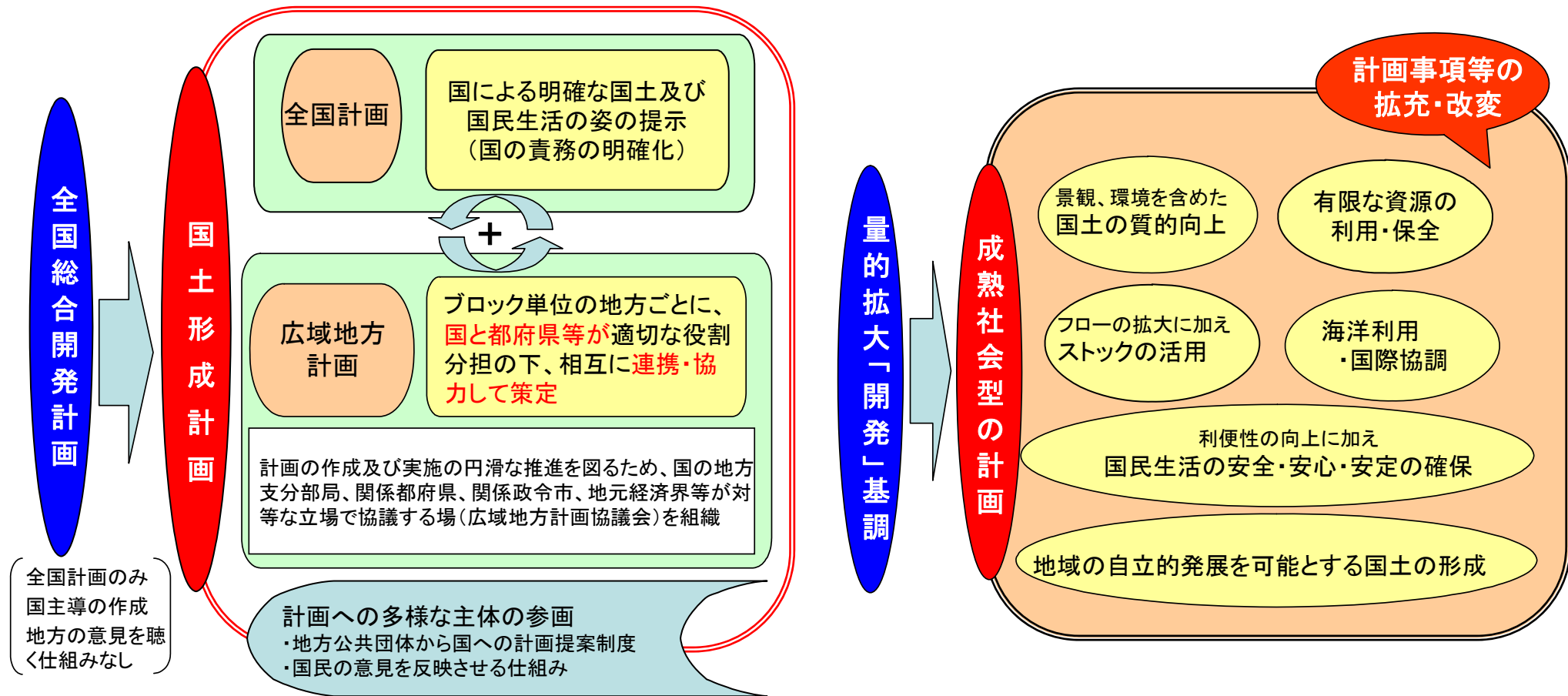
国土交通省 関東地方整備局  
首都圏広域地方計画推進室

# 「国土計画制度の改革」のポイント

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律(国土形成計画法)  
※平成17年7月29日公布、12月22日施行

## 国と地方の協働によるビジョンづくり

## 開発中心からの転換



※この他、国土利用計画との一体作成、大都市圏整備に関する計画の合理化、地方開発促進計画の廃止など、国土計画体系の簡素化・一体化を図り、国民に分かりやすい国土計画に再構築する。

# 新たな国土形成計画の枠組み

## 全国計画

総合的な国土の形成に関する施策の指針  
(府省横断的な計画)

### 【計画の内容】

- ・国土の形成に関する基本的な方針
- ・国土の形成に関する目標
- ・全国的な見地から必要とされる基本的な施策  
(個別事業名は原則として記述しない)

### 国土交通大臣が案を作成

国土審議会  
の調査審議

都道府県・政令市  
からの意見聴取

パブリックコメント

閣議決定(平成19年中頃)

都道府県・政令市から計画作成・変更提案

## 首都圏広域地方計画

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

首都圏広域地方計画区域における国土形成の計画

### 【計画の内容】

- ・当該区域の国土の形成に関する方針
- ・当該区域の国土の形成に関する目標
- ・広域の見地から必要とされる主要な施策  
(個別事業名を含む)

国の地方  
支分部局

関係都府県

首都圏広域地方計画協議会  
対等な立場で協議

関係政令市

経済団体等

学識経験者  
からの意見聴取

パブリック  
コメント

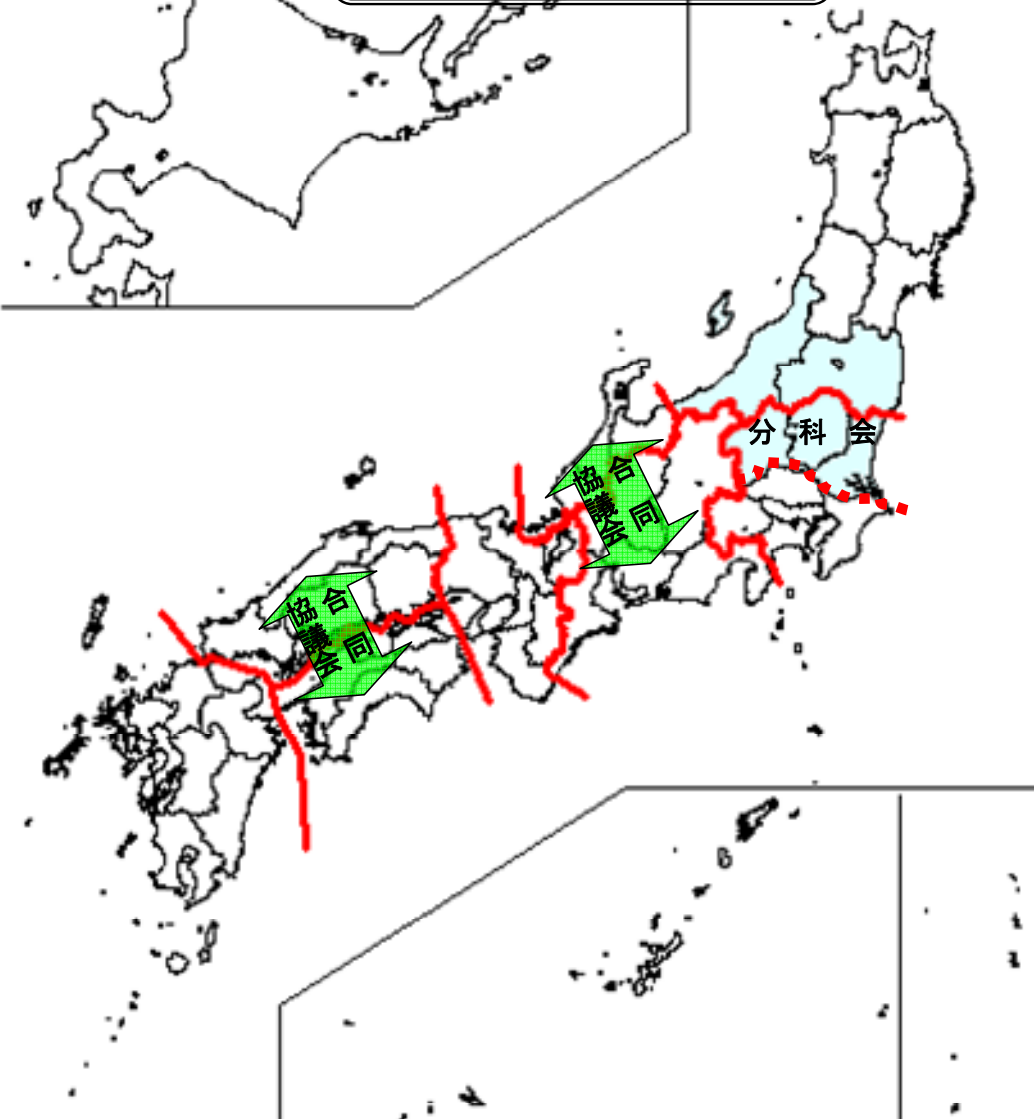
国土交通大臣が決定(平成20年中頃)

市町村から計画作成・変更提案(都府県経由)

基本とする

法第10条第5項

## 広域地方計画区域



(注) 北海道及び沖縄県は、広域地方計画の対象外。  
ただし、隣接する広域地方計画区域には参加することが可能。

## 首都圏広域地方計画協議会メンバー(案)

茨城県	関東管区警察局
栃木県	関東総合通信局
群馬県	関東財務局
埼玉県	関東信越厚生局
千葉県	関東農政局
東京都	関東森林管理局
神奈川県	関東経済産業局
山梨県	関東地方整備局
さいたま市	関東運輸局
千葉市	第三管区海上保安本部
横浜市	関東地方環境事務所
川崎市	東京航空局
福島県	※その他経済団体等を調整中。
新潟県	
長野県	
静岡県	
全国市長会関東支部	
関東町村会	

## 国土形成計画法（抜粋）

（昭和二十五年五月二十六日法律第二百五号）

最終改正：平成一七年七月二九日法律第八九号

### 第一章 総則

#### 第一条（略）

（国土形成計画）

第二条 この法律において「国土形成計画」とは、国土の利用、整備及び保全（以下「国土の形成」という。）を推進するための総合的かつ基本的な計画で、次に掲げる事項に関するものをいう。

#### 一 土地、水その他の国土資源の利用及び保全に関する事項

#### 二 海域の利用及び保全（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項の排他的経済水域又は同法第二条の大陸棚における同法第三条第一項第一号から第三号までに規定する行為を含む。）に関する事項

#### 三 震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減に関する事項

#### 四 都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備に関する事項

#### 五 産業の適正な立地に関する事項

#### 六 交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全に関する事項

#### 七 文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備に関する事項

#### 八 国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成に関する事項

2 前項の国土形成計画は、第六条第二項に規定する全国計画及び（※1）第九条第二項に規定する広域地方計画とする。

（※1）広域地方計画

#### 第九条

2 前項の国土形成計画（以下「広域地方計画」という。）には、全国計画を基本として、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する方針

二 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する目標

三 当該広域地方計画区域における前号の目標を達成するために一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策（当該広域地方計画区域における総合的な国土の形成を推進するため特に必要があると認められる当該広域地方計画区域外にわたるものを含む。）に関する事項

#### 第三条～第九条（略）

（広域地方計画協議会）

第十条 広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、広域地方計画区域ごとに、政令で定めるところにより、国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市（以下この条において「国の地方行政機関等」という。）により、広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、協議により、当該広域地方計画区域内の市町村（指定都市を除く。）、当該広域地方計画区域に隣接する地方公共団体その他広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる。

3 第一項の協議を行うための会議（第六項において「会議」という。）は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国の地方行政機関等の長又はその指名する職員

二 前項の規定により加わつた地方公共団体の長又はその指名する職員

三 前項の規定により加わつた者（地方公共団体を除く。）の代表者又はその指名する者

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係各行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

5 協議会は、（※2）前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による協議を行う場合においては、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

6 会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

7 協議会の庶務は、国土交通省において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（※2）広域地方計画

#### 第九条

3 国土交通大臣は、第一項の規定により広域地方計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、次条第一項の広域地方計画協議会における協議を経て、関係各行政機関の長に協議しなければならない。

5 前三項の規定は、広域地方計画の変更について準用する。